

<福祉共済：共済金のご請求方法について>

【はじめに】

- ・ご請求のお手続きは原則としてご通院・ご入院が全て終了してから行います。
- ・ご通院・ご入院が終了されましたら、以下の【ご準備いただくもの】をご用意いただき、龍ヶ崎市商工会(0297-62-1444)までお電話ください。
- ・お電話では、以下の【お伺いすること】を中心におうかがいいたします。
- ・治療中もご不明な点やご心配な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

【ご準備いただくもの】

①おけがによる共済金を請求する方

☐ご通院・ご入院・手術に係る診療明細書

☐ご通院・ご入院・手術に係る領収証

※他の保険会社様のものなど、すでに診断書がお手元にごございましたらお電話の際にお申し出ください。

診療明細書・領収証の代用ができる場合がございます。

☐共済金の振込先口座のお通帳

☐シャチハタ以外のご印鑑

☐交通事故証明書(交通事故の届出をされた場合)

*ご通院・ご入院の日数など、状況により福祉共済所定の診断書をお取りいただく場合がございます。

②ご病気によるご入院・手術の共済金を請求する方(医療特約にご加入の方のみ)

☐ご入院・手術に係る診療明細書

☐ご入院・手術に係る領収証

※他の保険会社様のものなど、すでに診断書がお手元にごございましたらお電話の際にお申し出ください。

診療明細書・領収証の代用ができる場合がございます。

☐共済金の振込先口座のお通帳

☐シャチハタ以外のご印鑑

*ご入院の日数など、状況により福祉共済所定の診断書をお取りいただく場合がございます。

おけがによる死亡共済金・後遺障害共済金のご請求はご用意いただく書類が異なります。
お手数ですが商工会までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

【お伺いすること】※被共済者以外の方が代理請求をされる場合は必ずお申し出ください。

☐おけが・事故の発生した日時、ご病気を発症した日

☐おけが・事故の発生した場所

☐おけが・ご病気のお名前・部位

☐おけが・事故・ご病気の発生した経緯(例：階段を踏み外して落下、腰を強打した等)

☐おけがの治療方法(例：電気療法・マッサージ等)

☐受診された医療機関名 ※複数受診された場合はすべてお申し出ください

☐ご通院・ご入院されたお日にち、または日数

☐お手元の診断書の有無

【初回お電話後の主な流れ】

担当者が必要書類お預かり→担当者が書類作成→押印・署名をいただき、お預かり書類ご返却→
担当者から書類提出→審査→申請されたお口座に共済金入金